

招集期日 平成20年10月21日（火曜日） 第6日

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階全員協議会室

開 会 10月21日（火曜日）午前 9時30分

散 会 10月21日（火曜日）午後 1時30分

出席委員 委員長 近藤 常雄 副委員長 野口 哲次
委員 金子 健一 委員 吉澤 かつら
委員 金澤 秀信 委員 忽滑谷 陽子
委員 駒井 勲 委員 宮岡 幸江
委員 友山 信夫

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 建設部長 区画整理部長
関係職員

委員会に出席した事務局職員 木下 和久 原 篤 秀男
高山 勇 佐藤 智
沼井 俊明

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 日程に従い、本日は特別会計についての審査を行います。

審査順序につきましては、議案第97号 平成19年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 平成19年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 平成19年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 平成19年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 平成19年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 平成19年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 平成19年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 平成19年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての順に行います。

まず、議案第97号 平成19年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

保険年金課長に説明を求めます。

保険年金課長 皆さん、おはようございます。早速で申しわけございませ

ん。こちらの平成19年度決算資料一覧表のほうなのですが、ナンバー18、字句の訂正をひとつお願いしたいのですが。ナンバー18で平成19年度資格証明書交付状況及び利用状況の資料でございますが、大変申しわけございません。字句の訂正をさせていただきます。1番、資格書の発行状況とその明細の表の中、上から4段目、5段目なのですが、1年以上納税納付も納付もない者という「1年以上納税納付の納付」は「1年以上納税相談も納付もない者」、下段も以上のとおり訂正のほうお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、議案第97号 平成19年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を申し上げます。

まず、総括から申し上げますと、平成19年度決算につきましては、歳入総額132億4,383万8,559円から歳出総額131億6,860万829円を差し引いた形式収支額では、7,523万7,730円の黒字となっております。これから前年度の形式収支額1億631万6,286円を差し引いた当該年度の単年度収支額は3,107万8,556円の赤字であり、その他一般会計繰入金及び保険給付費支払基金繰入金を差し引いた実質単年度収支額では、10億8,624万8,401円の赤字となっております。

それでは、決算事項別明細書196ページから197ページをごらんいただきたいと思っております。まず、歳入関係でございますが、歳入の主なものの構成割合は、款1国民健康保険税の収入済額は41億957万498円であり、歳入全体の31.0パーセントを占めております。

次に、款 3 国庫支出金30億1,000万1,003円は、全体の22.7パーセントとなっております。なお、款 3 国庫支出金のうち、次ページの198ページから199ページ、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金につきましては、平成16年度の国民健康保険法の改正に伴い国庫定率負担率が、40パーセントから平成17年度には36パーセントに、また平成18年度以降は34パーセントに引き下げられております。この引き下げられた 6 パーセント部分につきましては、歳入科目款 5 県支出金にて補てんされております。

続きまして、項 2 国庫補助金、目 4 後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金450万円につきましては、平成20年度後期高齢者医療制度施行に伴うシステム開発修正業務に対する補助金でございます。

次に、200ページから201ページをお開き願いたいと思います。款 4 療養給付費等交付金26億9,253万1,419円は、全体の20.3パーセント、款 5 県支出金 5 億2,853万4,737円は、全体の4.0パーセントとなっております。

次に、款 6 共同事業交付金13億2,057万7,799円は、全体の10.0パーセント。この共同事業交付金につきましては、前年度対比 6 億7,764万6,870円の大幅な増となっております。これは平成18年10月から国民健康保険法の改正により保険財政共同安定化事業が創設されたためであり、平成18年度につきましては半年の実績に対して、平成19年度におきましては1年を通じての実績となったため、大幅な増となったものでございます。これは、1件30万円

を超える医療費を対象に各都道府県の国保連合会が事業主体とな
って行うものでございます。創設の背景といたしましては、保険
者の再編、統合に関連して市町村間国保間の保険税の平準化、財
政の安定化を図り、市町村国保を都道府県単位の方向で財政の広
域化をしていこうとするものでございます。これは、歳出の214ペ
ージから215ページの共同事業拠出金と関連しております。

次に、202ページから203ページをお開き願いたいと思います。
款8繰入金14億5,000万円は全体の10.9パーセント、法定繰入金
が3億9,483万155円、法定外繰入金が10億516万9,845円、保険給
付費支払基金からの繰入金5,000万円となっております。

次に、204ページから205ページをごらんください。款9繰越金
1億631万6,286円は全体の0.8パーセント、前年度対比4,735万
5,346円の減となっております。

款10諸収入2,606万2,827円は全体の0.2パーセント、一般、退
職被保険者等延滞金が586万1,460円、一般、退職被保険者納付金
及び返納金が2,020万1,367円となっております。

また、保険税の収納につきましては、前年度に引き続き収納対
策の充実に努め、現年度課税の収納率は90.69パーセントとなり
まして、前年度を0.09ポイント上回りました。滞納繰越分の収納
率につきましては12.63となり、0.24ポイント前年度を下回りま
した。

続きまして、歳出の概要を申し上げます。新規の事業といたし
ましては、平成19年度からレセプト情報の電子化、70歳未満の方

の入院にかかわる高額療養費の現物給付の開始を実施しました。
また、平成20年度本年から実施する特定健康診査、特定健康指導及び後期高齢者支援金等の税率の改定等の医療制度改革に伴う準備の年でもありました。歳出につきましては、そのほとんどが医療費に関係する支出であり、210ページから211ページをお開き願いたいと思います。款2 保険給付費では85億6,437万5,978円で、全体の65.0パーセントを占めております。

次に、212ページから213ページをお開きください。款3 老人保健拠出金では23億4,800万2,135円、同じくこれは17.8パーセント。

続きまして、214ページから215ページをお願いしたいと思います。款4 介護納付金では8億1,140万2,095円、同じく6.2パーセントの構成率でございます。これが医療費関連の支出でありまして、合計で117億2,378万208円となっております。歳出全体の89.0パーセントを占めております。医療費関連の支出の伸びは、前年度対比7億4,850万4,842円の増、率にいたしまして6.8パーセントの伸びとなっております。特に一般及び退職者医療に係る療養給付費が大幅に伸びておりますが、これにつきましては前期高齢者に該当する被保険者、年齢70歳から74歳までの医療費の支出が増加したことが要因であると分析をしております。

続きまして、款5 共同事業拠出金11億9,153万8,254円につきましては、前年度対比5億3,800万2,029円の増となっており、全体の9.0パーセントとなっております。この理由につきましては、歳入においてご説明いたしましたとおり、保険財政共同安定化事

業が平成18年10月から創設され、平成19年度は1年を通じての実績のため、大幅な増となったものでございます。

次に、216ページから217ページをお開きください。款6保健事業費6,111万491円につきましては、平成19年度も引き続き被保険者の健康管理のための人間ドック、脳ドックの助成や医療費通知の発送、健康意識向上のための健康まつりの啓発活動等を行い、増加傾向にあります医療費の抑制を図るための事業でございます。

以上で平成19年度入間市国民健康保険特別会計の決算概要報告を終わりにします。よろしくご審査、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。

吉澤委員 資料の18番で資格証明書についてなのですが、65歳以上と、義務教育世帯と、乳幼児がいる世帯への交付をそれぞれ教えていただきたいと思えます。

保険年金課長 平成19年10月1日現在での発行は、65歳以上の高齢者のいる世帯でございますが、資格証明書24件でございます。義務教育以下の児童のいる世帯でございますが、38世帯でございます。

吉澤委員 以前、この義務教育世帯以下への対応ということで、対応していくというお話もあったのですが、それは今どうなっておりますでしょうか。

保険年金課長 平成20年度ということでよろしいですか。

吉澤委員 はい。

保険年金課長 平成20年度につきましては、義務教育世帯の児童のいる世帯についての資格証の発行は、ゼロ件でございます。

吉澤委員 世帯に対して正規の保険証を渡しているということでよろしいですか。

保険年金課長 平成20年度につきましては、たまたまなのですが、児童がいる世帯すべて資格証はございません。すべて資格証発行ではなくて被保険者証という形です。たまたまというか、平成20年の実績ですよ。

吉澤委員 はい。

保険年金課長 今表現的にたまたまと言ったのは申しわけございませんが、平成20年度の実績といたしましては、義務教育世帯の資格証明書発行はございません。

吉澤委員 では、その関連なのですが、要するに対象がいなかったからゼロなのか、それとも本当だったら資格証明書だったのを義務教育以下ということで配慮をして正規の保険証を渡してゼロということなのか。

保険年金課長 資格書の交付なのですが、これにつきましては……

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休憩

午前 9時48分 再開

委員長 会議を再開いたします。

保険年金課長 まず、資格証の発行の道筋から説明させていただきたいのですが、平成12年度に資格証の発行が義務づけられて、納期を1年以上経過した保険税を正当な理由なく滞納している場合に、返還請求予告書を発行し、その後改善がなければ返還請求をしてない。やむを得ず資格証を発行しているという形になるわけなのですが、今委員さんのおっしゃった義務教育以下のいる世帯については、この該当ではなく、正規の被保険者という形で処理しております。

委員長 委員長から申し上げます。19年度の決算ですので、20年度のそれまで及んでおりませんので、その辺を質疑のほうをお願いいたします。

吉澤委員 1点だけ確認で最後、今の。平成20年度のゼロというのは、もともと資格証明書の対象ではないということによろしいのですね。

保険年金課長 そのとおりでございます。

吉澤委員 はい、わかりました。

〔(違う) と言う人あり〕

市民部長 もうちょっと整理して申し上げます。基本的に小学生あるいは中学生、義務教育以下のいる世帯につきましても、19年度については、今課長がご答弁申し上げましたように対象があったわけです。20年度、ことしの10月からの部分なのですが、そういう部分を精査して行って、例えば4人家族で子供さんが2人いた場合は、

基本的にカードが4枚出せるわけなので、大人については従来の資格証対象者があった場合には資格証、子供たちについては普通の保険証を出しましょうと、こういう考え方で進んだわけです。整理をしていった段階で、そのたまたま子供たちがいる世帯が資格証対象者がいる世帯に該当がしなかったと。こういうことを課長はご答弁を申し上げたわけです。

以上です。

吉澤委員 資料で一番下段の半年以上納税相談も納付もない者ということなのですけれども、先ほどのご説明にもあったとおり、1年以上滞納したときに資格証の手続が行われるのですけれども、これはどういう意味なのか、もう一度確認をお願いしたいのですが。

保険年金課長 その上の1年以上納税相談もない者と下段の半年以上納税相談もない者ということで2つに確かに分かれております。1年以上のほうは、平成18年1月1日を基準として1年以上納付のない者、半年というのはその6カ月後から納付のない者ということで分けて精査して、そこで判断していると。その後も音さたがないとか、そういうものです。

〔(ちょっと質疑と……) と言う人あり〕

保険年金課長 済みません。田代主幹のほうから答弁させていただきますが、よろしいでしょうか。

委員長 では、田代主幹お願いします。

保険年金課主幹 よろしく申し上げます。

資格証の発行基準の中の一つに、1年以上滞納がある者という

のがあります。その1年以上というのは、例えば本年度ですと、今から過去1年分の保険料金です。ですから、19年中の国保税が未納の人、この人は資格証の対象になります。今回の集計上の半年以上納付もない者というのは、もうその未納がずっとたまっていく人なのです。この半年ぐらいの間にも入金が一番もない人です。入金があったとすると、古いのから充てますので、現実の半年間以上入金があるかないかが今回の集計上。資格証の発行基準の中身は、過去一番近い1年間の国保税の入金がない人が基準になっています。それが同じような半年、1年というのがありますので、非常にわかりにくいかと思えます。

それと、なおこの表の中で半年と1年というのは、わざと分けてあります。これは別に分ける必要はないのです。それだったら、滞納基準ですので、半年以上相談がなければ出してしまっているのですけれども、集計上、この人は半年ぐらいなのか、1年以上なのかという重さを分けているだけの表であります。

済みません。失礼します。

吉澤委員 ちょっと難しいのですけれども。わかりました。

居所不明と思われる者と社会保険加入と思われる者で、これらに対しては具体的に数も減っていつてはいるわけですけれども、発行から現在までどのような対応をされているのか。手続、流れも含めて教えていただければと思います。

保険年金課主幹 滞納システムというのがありまして、その人の状況が全部記録されているのがあります。その記録によって、この人は社

会保険に加入と思われる。住民票を見ても可能性がわかるのです。社会保険加入の人については、ご自身の届け出をしていただかないと、国保から外れないことになっています。ですから、やむを得ずそのままになっているのですけれども、その間、電話をしたり、訪問員が普通の納税未納がありますよの中に手続をしてくださというメモを入れたり、そういうのを日夜行っております。

吉澤委員 社会保険の加入の方の場合は、その後手続してくれた方については、社会保険ですから脱退になって、現在までに16の方がまだそのまま手続まだしていないということですね。

保険年金課主幹 そのとおりです。

吉澤委員 その住所不明と思われる者というのは、例えばそのまま郵送で出して返ってきたりとか、どういう状況になっているのでしょうか。

保険年金課主幹 まず最初に、7月に納税通知書、そのほか年に8回の未納があると督促状、それと訪問員の毎日による訪問、これによって通知が返ってきたりしますので、その人の居住があやしいというのがわかります。それで、訪問員によって現地を確認してもらって、それで明らかにいないということであれば、市民課に職権消去依頼というのを出しております。最終的に職権消去するかしないかは、市民課の判断になっております。年に2回職権消去依頼をまとめ、出してございまして、今手元の数字は持ってきてないのでありますが、毎年職権消去をしております。

吉澤委員 現在職権消去してまだ20残っているような人というのは、どう

いう形になるのか。

あと、要するに戻ってくる場合もあるわけですね、資格証は。その数も入っているわけですね。本人の手元には資格証が行ってないけれども、一応発行したということで数に入っているというか。

保険年金課主幹 そのとおりで数に入っております。この時点でまだ残っているのは、先ほど申しあげました年2回市民課に行って職権消去依頼を出しております。市民課も来たからすぐにもうぱっと消すわけではありません。それぞれ1件チェックして、支所の職員がその場所を確認して、それから職権消去をいたします。ですから、どうしてもタイムラグがありまして残ってしまう場合があります。でも、中には市民課の判断で、明らかにいないのだけれども、ちょっと職権消去まで待てという要件があります。その辺は職権消去されないで残ってしまいますので、そういう人もここにまだ残っているのが現実であります。

吉澤委員 1年以上納付相談も納付もない者と、下の半年以上納税相談も納付もない者というのは、応答はあるということによろしいわけですか。

保険年金課主幹 応答がないです。

吉澤委員 応答がない。というのは、例えば、電話でも、訪問しても全く何もないということですか。

保険年金課主幹 そのとおりです。

吉澤委員 今までいろいろこういう表を出してもらった中で、今までだと、

例えば応答がない。応答はあるけれども、納付がないとか、納税相談がないとかという形式だったので、下段は一応応答があるというふうに私たちは理解していたのですが、だからちょっとその辺がわからない。

保険年金課主幹 昨年から表記を変えました。中身的には、応答がない判断です。ですから、それがはっきりするために、昨年からこの表記を納税相談も納付もない者という表現に変えました。中身的には、一切半年以上コンタクトがとれない人であります。

〔(住んでいる) という人あり〕

保険年金課主幹 住んでいることは住んでいます。年に8回の督促状、年に2回の催告状、毎日の訪問員による置き手紙にも一切反応が半年以上ない人であります。

吉澤委員 そうすると、真ん中の住所はあるが全く応答・納付のない者との区別というのはどうなっているのでしょうか。

保険年金課主幹 居住はあるが全く応答のない者は過去一度も面談したことがない人です。半年以上納税相談も納付もない者は、過去に数回会っていることがある者です。その違いであります。

吉澤委員 では、この1年以上と半年以上納税相談も納付もない者ということで、1回は過去に応答があったということなのですが、その応答があったときはどのような対応というか、訪問なのか、電話なのか、どういうお話をその場でされているのか。そのときのどういう状況になったのか。

保険年金課主幹 いろいろなパターンがあります。ここで答えられません、

本場にいろいろなパターンがありますので。申しわけありません。

吉澤委員 わかりました。

では、続きまして特別療養費のほうなのですけれども、レセプト受理件数が29件で支払い件数が32件ということで、この差は恐らく前年度の分とか含まれているのかなと思うのですが、ちょっとその辺を確認させてもらえますか。

保険年金課長 そのとおりです。

吉澤委員 では、平成19年度29件の中で支払い件数は何件になるのかはわかりますでしょうか。

保険年金課長 支払い件数が32件の22万1,396円ということで、前年度の繰り越し分が3件あります。それで、実際平成19年度に支払い件数したのが32件で22万1,396円ということでございます。

吉澤委員 わかりました。平成19年度の29件は全部支払い件数、申し込んだということ、申請をしたということによろしいですね。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

委員長 会議を再開いたします。

保険年金課長 貫井主幹のほうから答えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

保険年金課主幹 私のほうからお答えさせていただきます。

29件の19年度の到着しましたレセプト全部が支払われているか

ということに関しましては、支払われておりません。というのは、レセプトが到着して申請があって特別療養費の申請等があります。申請をされるときに、10割での支払いが確認されているのかどうかというようなことも確認をいたしますので、その中で例えばお医者さんのほうで3割しか払ってないというケースもございますので、10割の支払いを指導したりするタイムラグ、それからご本人様が払ってあるのだけれども申請に来ていただけない。納税相談等の税のほうとタイアップしまして、そういう方と連絡がとれたときには申請をしてくださいねというようなお話をさせていただいているのですが、そういった方でも来ないという方もいらっしゃいますので、それが翌年度にずれ込んだりする場合がございますので、通知できないずれが生じるということになります。

以上です。

委員長 休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

委員長 会議を再開いたします。

今委員長から申し上げます。今歳入の質疑を行っておりますので、歳出の時点で質疑をしたいと思えます。

また、答弁のほうもはっきりと正確にわかりやすくお願いしたいと思えます。

吉澤委員 資格証明書に関連してということで歳入で質疑させてもらって

おります。引き続き今のレセプトの件ですけれども、払い戻しをして、本人の了承を得てという形で滞納分に充てるということで今までご説明あったかと思うのですけれども、実際にこの件数の中で滞納分に充てられた件数は幾つでしょうか。

保険年金課長 32件のうち税充当が29件、金額にいたしまして21万1,379円でございます。

吉澤委員 では、この29人に関しては、本人の了承を得てということよろしいですか。

保険年金課長 そのとおりでございます。

吉澤委員 この滞納分に充てた場合は、正規保険証あるいは短期保険証がその時点で渡されるということになるのでしょうか。

保険年金課長 そのとおりでございます。

吉澤委員 正規。

保険年金課長 正規です。

金澤委員 事項別明細書の198から201ページになりますが、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金ということの中であるのですけれども、制度円滑導入事業費補助金の実際の使われ方についてご説明いただきたいのですけれども。

保険年金課長 200ページの高齢者医療制度円滑導入補助金65万3,312円につきましてなのですが、まず健康保険法の改正によりまして、70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得を持つ人が、従来の1割負担が2割となりました、法律上は。しかし、臨時の特別措置といたしまして、いわゆる高齢者の負担増が凍結されることになり、

1年間は1割負担ということで凍結されました。それに関連する円滑事業の補助事業でございます。それで、高齢者受給者証というのは、当初2割でもう出てしまっているもので、それを差しかえるために1割の高齢者受給者証を送るための経費でございます。

内容につきまして、高齢者受給者証の印刷、それから封筒印刷、郵送料、それから封入・封緘業務委託につきまして、国から円滑導入事業補助金ということで65万3,312円いただいたものでございます。

金澤委員 制度はいろいろと改正されて大変だったと思うのですが、今内容では、本来70歳以上の一定以上の収入がある方が、2割なのが1割にこのまま据え置かれたというためにいろいろと郵送したということなのですが、対象人数について教えてください。

保険年金課長 5,430件でございます。

金澤委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。ありませんか。

宮岡幸江委員 報告書の179ページの一般被保険者高額医療費についてお聞きしたいのですが、この表についてなのですが、合計件数で単純に総支給額を割ると70万円ぐらいになりますけれども、最高額はちなみにどのくらいなのか。

保険年金課長 最高額ですが、71歳の方で739万4,110円でございます。心不全等の病気でございます。

宮岡幸江委員 そうしますと、医療費の高騰を抑えるための保健事業の評価というのをどのようにされているか、その点をお聞かせ願いたい。

保険年金課長 医療費の伸びを抑えるための対策ということでよろしいでしょうか。

宮岡幸江委員 はい。

保険年金課長 レセプト点検がまず挙げられると思うのです。うちのほうでレセプト点検のパートの職員2名と、あと医科と医科入院分につきましては外部委託で点検を行っております。それで、レセプトの件数が内容点検したのが49万9,906件に上ります。そのうち、資格点検調査によるものということで、効果が金額的に3,788万3,000円、それから調剤とかそういう内容点検の調査によるものが530万円ということになっております。

あとは、健康の増進とか、人間ドックとか、それからあと脳ドックなどにおきまして保健事業の充実を図っていることも、一つの努力のほうのあらわれではないかなと思っております。

以上でございます。

金澤委員 私も今たまたま同様にレセプトについてお聞きしようと思ったのですが、その前に保険年金課さんに苦情というか、苦言というかお話ししたいのですが、昨年度の決算特別委員会で要望事項として取りまとめた中に、決算報告書の評価の欄については、

もう少し詳しくきめ細かく書いていただいて、その担当される各事業の課題も含めてできるだけ丁寧に書いてくださいよというのをお願いしました。今年度の決算報告書は、各課さんのご努力いただきまして、軒並み行数もふえましたし、丁寧に書いていただいたこともふえたのですが、保険年金課さんは著しく成長が見られないというか、改善されていないのですが、その点についてまずお伺いしたいと思います。

というのは、評価の欄に適切に支出することができましたという評価しかないのです。これは、公共、自治体として適切に支出するのは当たり前のことであって、それは評価でも何でもないわけなのです。というふうに少なくとも私は思います。その点についてどのように前回検討していただいたのか。まず、その点について部長にお伺いしたいと思います。

市民部長 確かに昨年度そういったご指摘をいただいて、課の中でも調整をさせていただきました。全般的な部分で申し上げますと、医療費に関するところでどのように内容的に評価をするかということで議論をしたのですが、客観的な表現の仕方がなかなか正直見つからなかったのが大きな点でございます。というのは、例えばこちらで独自に事業を展開している部分でしたらば、表現の仕方はいろいろあろうかと思えます。こういった医療費についての部分で、どうしても担当としても客観的な評価の仕方と申し上げましようか、言い方が、なかなか見つからなかったのが本当のところでございます。そういったところで、正直、昨年よりは前進はし

ていると私は理解しているのですが、なかなか金澤委員さんのご指摘の部分で充足がされていなかったのかなというのが気持ち的にはございますが、内部的に調整をした結果がこういったあらわれということでご答弁させていただきたいと思います。

以上です。

金澤委員 内部的にはいろいろと試行錯誤してご検討いただいたということでは理解申し上げますが、具体的な話に移りたいと思います。

決算報告書の177ページで中段の療養給付費保険金保険者負担金の2の評価欄のところで、前年度に比べて何が変わったかといいますと、「レセプト点検の実施により」というこの十数文字ですか、これが入ったのが前年度と変わったわけです。これが、先ほど部長からあったように、内部的に試行錯誤した結果、これは入れていいだろうということを出していただいた評価だというふうに思うのですが、そこでお聞きしたいのですが、今宮岡幸江委員の質疑により、レセプトの点検の効果ということで、資格関係で3,700万円、調剤関係で530万円というふうに今答弁がありましたけれども、この数字というのは18年度に比較してどのような推移になっているか、お聞きしたいと思います。

保険年金課長 まず、レセプトの枚数でございますが、平成19年度は、先ほど申しました内容点検の枚数は、49万9,906枚でございます。前年度が51万462枚でございます。過誤調整の状況で資格点検調査によるものですが、平成19年度の金額は3,788万3,000円、平成

18年度は2,794万8,000円、内容点検調査によるものでございますが、平成19年度は530万円、平成18年度は1,157万3,000円という数字でございます。

金澤委員 私が先ほど聞き間違えたのかもしれませんが、資格点検のほうでは、昨年度に比べて2,700万円から3,700万円にふえたと。ふえたというか、過誤訂正が見つかったということによろしいわけですね。

保険年金課長 そのとおりでございます。

金澤委員 割合からすると、30パーセント以上の増加になるわけなのですけども、その理由について何かご見解お持ちでしょうか。

保険年金課長 レセプトの点検員が、そのレセプト報酬をよく見ているということだと思います。

評価については、貫井主幹のほうからお願いしたいと思います。

保険年金課主幹 額が変わっているということにつきまして明確な理由というのは把握しておりません。ただ、レセプト点検は、例えば発見されたものが多ければ効果が高いかというようなことでもなく、目指すはゼロ円だと思います。医療機関のほうでも、正しいレセプトがすべて出ていけば、点検をしてもゼロ円という形になるかと思います。今回額的には上がっておりますが、それが例えば何らかの理由ということはちょっと特定しづらいとは思っております。ただ、レセプト点検をしっかりとやっているということが、医療機関に対してもこういうものを見ているのでしっかりとしなければいけないなというような効果は十分に感じられるという

ふうに思っております。

以上です。

金澤委員 今のご回答では私は納得できないのですけれども、市民も含めて医療費がかかっていくというのは皆さん理解して、仕方ない部分もあると思うのですけれども、やはり必要のない医療費が、療養金支払われているということ自体については、先ほども主幹のほうがおっしゃったようにゼロを目指さなければいけないわけですね。昨年度2,700万円戻ってきたと。今年度は3,700万円も戻ってきたと。これはやればやるほど戻ってくるというふうに市民の方は理解するのではないのでしょうか。私が聞いている部分と、これはレセプト点検で見つかったと言いますが、これで100パーセント見つかっているということではなくて、あくまでも氷山の一角というふうに私は理解しているのですが、その点いかがですか。

保険年金課主幹 先ほど申しました資格点検につきましては、これは国保の取得喪失の時期が絡みます。例えば、月の途中で社会保険に行った方が、月の途中で間違えて国保の保険証を持っているうちに使ってしまった。あと、さかのぼりで喪失された方などは、間違っていると、わからないで使ってしまうというケースもありますので、そういったケースが今回多かったということで、資格については金額が多くなっていると思っています。

それから、確かに内容点検につきましては、これが100パーセントなのかということに関しましては、やはり十分やっているつ

もりではおりますが、完全に100パーセントということは言い切れないと思います。

金澤委員 先ほどの答弁では、理由がわからないと言いながら、今改めてお聞きすると、資格喪失の時期のタイミングのタイムラグではないかというようなことで、やはり理由があるではないですか。最初からきちんとそうやって答えてくれれば、何遍も質疑しなくても済んだのですけれども。また、細かいことはまた改めて一般質問のほうでさせていただきますので、終わりにしたいと思います。

駒井委員 レセプト点検ということで質疑が出ているのですけれども、レセプト点検推進事業で312万8,664円の金額がありますね。レセプト点検にかかっている費用というのはどのぐらいかかっているのですか。

保険年金課長 レセプト点検推進事業でパート職員が、保険給付係が2名専門職がいます。その賃金が199万686円です。それと、委託料で医科入院分、歯科分を見ていただくレセプト点検でございますが、この委託料は109万1,736円でございます。

以上です。

駒井委員 そうすると、パート代とか何か全部含めてこの金額ということですか。

保険年金課長 そのとおりです。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで議案第97号 平成19年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第98号 平成19年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 それでは、平成19年度老人保健特別会計決算について概要の説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書では228ページから237ページ、決算報告書では185ページから191ページになります。

平成19年度の決算状況は、歳入総額が78億2,549万5,809円で、前年度対比2,722万5,503円、率にして0.4パーセントの増になっております。また、歳出総額は79億1,868万6,655円で、前年度対比2億971万7,676円、率にして2.7パーセントの増で、歳入歳出差引額は9,319万846円の不足が生じ、平成20年度から繰り上げ充用を行いました。不足額が生じた理由ですが、老人医療費にかかわる国庫負担金は例年概算で交付されておりますが、平成19年度

交付額が予算額を下回ったことにより、歳入に不足が生じたものでございます。なお、国庫負担金の不足額については、精算により20年度に交付されることになっております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで議案第98号 平成19年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第99号 平成19年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 それでは、平成19年度の介護保険特別会計決算について概要の説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書では244ページから265ページ、決算報告書では192ページから203ページになります。

平成19年度の決算状況は、歳入総額50億7,289万9,455円で、前年度と比較して1億6,572万6,836円で、率にして3.4パーセントの増になっております。また、歳出総額は49億580万6,625円で、前年度と比較して1億7,438万3,070円、率にして3.7パーセントの増になっております。

次に、平成20年3月末の要介護、要支援認定者数ですが、3,546人、前年度と比較して189人、率にして5.6パーセントの増になっております。

また、居宅サービスの利用状況では、支援限度額に対する利用率は54.7パーセントで、前年度と比較して0.2パーセントの減であり、ほぼ同様の利用率になっております。

次に、歳出決算事項別明細書の258ページをお開き願いたいと思います。款5地域支援事業、項1介護予防事業費、目1介護予防特定高齢者施策事業費の655万5,906円は、前年度対比で640万2,906円の増になっておりますが、これは平成18年度4月に介護保険制度が改正され、予防を重視したシステムが導入されたことにより、特定高齢者を把握するため、生活機能調査及び地域包括支援センターでの把握事業を委託して実施したものが主な理由で

ございます。

次に、260、261ページをお開きください。項2 包括的支援事業
任意事業費、目2 総合相談事業費の1億1,583万7,740円は、前年
度対比で7,947万7,740円の増額となっておりますが、これは平成
19年4月に地域包括支援センターを市内の日常生活圏域6地区に
設置したことによるものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り
ますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。

金澤委員 報告書の194ページにある介護認定審査会委員報酬についてお
尋ねいたします。評価の欄に、審査会の回数の増加により、申請
から認定までの期間の短縮を図ることができたと書いてあり
ますが、私も市民相談等でこの資格審査について、期間について
いろいろと苦情もいただくわけなのですが、期間短縮ということ
でどれくらい短縮できたのか、数字あればお答えください。

高齢者福祉課長 数値的なものとはってございませんが、数日程度だと思
いますが、日程的には短縮されているかなというふうに思います。
審査会の委員の方の負担の軽減等も図られたわけですが、またこ

ここに書いてあるような形で実際には短縮を図るということも目的でございました。実際的に、先ほど申し上げたとおり、日数が何日かというのは、なかなか調べるのが難しいものがございまして、日数的なものは今は把握してございません。

以上でございます。

金澤委員 今難しいとおっしゃったのですが、難しいことはないと思うのですけれども。申請の受理日から認定の日まで数字出ますね、これ。やる気になれば出る数字ですので、今までとってないということであれば、今後はしっかりと費用対効果も含めて把握していただくようお願いしたいのですが、いかがですか。

高齢者福祉課長 その件につきましては、今後申請期間から処理した期間を統計的なものをつくりまして、考えていきたいというふうに思います。

金澤委員 では、続けて質疑いたします。次の195ページ、194、195なのですが、認定調査費についてなのですけれども、要介護等認定申請者に対し訪問調査を実施しましたとあります。評価の欄に、できるだけ市が行うことにより適正な認定調査を行うことができましたと書いてあります。これについては、入間市ではないのですが、東京都などで一部悪質な、悪質と言ってはあれですが、業者が、正直言って、自分の事業所に困り込むために、不適正な申請も受け付けていたというような事例が新聞等で報道されているので、サンプリングでも結構なのですが、これは市がある程度審査ということで入るのも大事なのですが、これについて費用対効果

の点を考えると、ある意味市の職員が直接やるよりも相当な部分は外部委託にしていたほうが、費用的な面では下がる傾向にあると思うのですが、その点についてご認識はいかがですか。

高齢者福祉課長 この初回認定調査につきましては、法改正によりまして、市が行うようになっております。そういったことから、市のほうができるだけ調査を行うということで進めてまいりたいというふうに思います。

なお、市のほうでは、当然件数が多いわけですから対応し切れませんので、そういったものにつきましては、再認定等につきましては、業者さんのほうにお願いして委託をして調査をしていただくというふうに考えております。

金澤委員 初回については、以前の不適正な事例での関係で法改正があったということは私も了解しているのですが、更新申請者に対してもできるだけ市がというふうな表現になっているので、その点についてのご認識はいかがですかと私はお聞きしているのですけれども。

高齢者福祉課長 当然先ほど申し上げたように市のほうでできれば一番いいと思います。その中で、業者の方で調査をしていただいた場合、市の職員のほうがすべてを目を通してその辺の確認をさせていただいているのが現状でございます。

金澤委員 どうもちょっとかみ合わないのですけれども。別に私は市が全部スルーで全部業者任せでいいと言っているわけではなくて、これはあくまでも、評価の欄にある、更新申請者に対する調査につ

いてというのは、この市が行う調査というのはあくまでも書類上の調査であって、訪問調査とは別という意味で書かれているのですか。

高齢者福祉課長 先ほど申しあげましたように、更新申請につきましても、これはできるだけ市のほうで調査を行うようにということで指示が来ております。そういった中で調査をさせていただいているわけですが、当然すべてが市で行うということは不可能でございますので、そういった中で業者のほうにお願いしてやっていくということになります。先ほども申しあげたとおり、もちろん調査については直接訪問して様子を確認して、一次調査になりますけれども、そういったものを、かなり多くの数の項目あるわけですが、その中で、訪問した中で調査をしてくるというのがあるわけですね。そういったことで本人に会った上での調査というふうになっておまして、それら業者がやった場合でも、市のほうでその調査書が上がってきたときに確認はさせていただくことになっております。

金澤委員 では、次に移らせていただきたいと思います。同じく決算報告書の201ページになります。そこで、介護予防特定高齢者施策事業の中で、主な支出項目の中に、(2)として特定高齢者把握事業委託料487万9,324円とありますが、これについて単価を確認したいのですが、内容として、高齢者に対して基本チェックリストを作成するのだと、それで把握するのだということ、それ自体は私は問題ないと思うのですが、まず対象人数とその単価につい

てお伺いいたします。

高齢者福祉課長 高齢者地域支援担当の田代主幹より答弁させます。

高齢者福祉課主幹 地域支援事業担当の田代と言います。よろしくお願
い
します。

今委員ご指摘の部分については、下の2の内容のところに、75歳から79歳で介護認定を受けてない約3,900人を対象に基本チェックリストの25項目を含む、実際には膨らませてありまして、100項目の調査を、いわゆる4倍の細かく細部にわたったアンケート方式の把握調査を委託しております。単価については、1人当たり約1,000円であります。ここに上げられています487万9,324円については、この委託事業だけではなく、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等に委託をしている、そういった把握調査の委託料も含まれております。

以上です。

金澤委員 なぜ私がお聞きしたかといいますと、結局この487万9,000円をこの内容の項にある対象者人数の3,900人で割ると、先ほど1,000円答えられたのですが、1,251円になるのです。これちょっと数字があれだなと思って。

さらに、その下の段の3の評価について見てみると、把握調査については80パーセントをここに回収率と書いてありますので、単純にこの3,900人の回収率を80パーセントで割ると3,120人で、単価が1,500円なのです。ということで、これはどういうことなのかなのかなと思ったのですが、この割った人数と先ほどおっしゃられ

た単価1,000円との差についてお伺いいたします。

高齢者福祉課主幹 続けて田代が回答させていただきます。

この委託調査につきましては、委託料は約409万円でありますので、409万円を約3,900人で割ると、1人当たりの単価という形になると思います。

以上です。

金澤委員 はい、わかりました。では、この事業委託料の487万円がすべてだということではなくて、内訳として409万円だということは理解いたしました。

そうすると、ここでまた新たに確認なのですが、その対象者の3,900人で割った数字と、実際の回収率の80パーセントで書いてある数字とのこの関連性はどうなりますか。つまり、把握回収もできてない調査に対してもお金を払っているということですか。

高齢者福祉課主幹 一概にそう言える部分と言えない部分がありまして、郵送代等送るコストについては全員ですが、回収が8割、そうしますとその回収した8割の分析、それからデータの作成、回答をいただいた8割の方に、個別にそのアンケートの内容から基づいた、今後こういう点を注意していただきたい。そういうコメント付きの回答書まで、いわゆる個人のアンケート結果についても郵送していますので、その部分のコスト差があると思いますが、先ほど申し上げたのは単純に対象者人数で割った単価であって、実際に回答をいただいた方のもので割れば、また違った単価が出てくると思います。

以上です。

金澤委員 その点は理解いたしました。つけ加えさせていただくと、基本チェックリスト25項目を市独自で100項目までふやしていただいているというきめ細かな対応していただいているということは十分評価させていただきたいと思います。

宮岡幸江委員 報告書の199ページ、高額介護サービス費のところなのですが、執行状況及び主要な事業の成果のところ、19年度の決算額は、前年度より件数で1,631件ふえているわけですが、この年度を追っていきますと、16年度から17年度、そのところ比べると、16年から17年度に2,000件近くふえているのですけれども、それは制度改正による限度額が変更しているための該当者増ということで当時説明があったと思います。そして、今回の1,631件の増というのは、かなり大幅な増になっていますけれども、このあたりの説明をいただきたいのですけれども。

高齢者福祉課長 この関係は、2回目に対象する方につきましては、こちらから自動的に振り込むような形に変えましたので、その関係でふえてきている部分はあるかというふうに思います。

宮岡幸江委員 ちょっとよくわからなかったのですけれども。そうすると、つまり17年から18年に移行した、前年度ですね、そのときには469件の増だったのですけれども、18年から19年度の1,631件の増というこの3倍ぐらいに膨らんだものは、振り込みの仕方が違って来たからということでしょうか。

高齢者福祉課長 先ほど申し上げたとおり、一度申請された方につきまし

ては、それ以降振り込むということによって、1,631件ふえたうちの主な理由というふうに思っております。

宮岡幸江委員 それで3倍にふえたということですか。もう一度。自分としてよくわからないのですが、もうちょっと説明願いたい。

高齢者福祉課長 介護保険担当主幹の新見より説明させていただきます。

高齢者福祉課主幹 介護保険担当の新見と申します。よろしく願います。

先ほど課長のほうからお話がありましたが、高額介護サービス費については、それまでは毎回対象になるたびに申請をしていただくというような形になっておりましたが、それを18年度から、一度申請していただくと、その後はもう自動的に対象になれば振り込みさせていただくということで、申請していただく必要がなくなったという関係で、実際18年度の後半とか時期があるかと思うのですけれども、そういう形でふえたことが一つと。やはりあともう一つは、4月前後、年度がわりのところで、一月500件ぐらいありますので、そのところで先送りして18年度末に支給できなくて19年度4月になってしまったケースとかがありまして、そういうもろもろから19年度のほうがちょっとふえている状況なのかなということが推測されております。

以上です。

宮岡幸江委員 ということは、今度19年度から20年度に移るときには、今度はその件数というのとはとりあえず減るというふうな見通しでしょうか。

高齢者福祉課主幹　まだ20年度途中でございますが、今現在は、昨年ほど伸びはふえていないというような状況でございます、件数に関しては。

宮岡幸江委員　はい、結構です。

駒井委員　地域包括支援センター、19年度からできた内容だと思うのですが、地域包括支援センターの活動状況というか、その辺はどのように評価されるのですか。

高齢者福祉課長　地域包括支援センターにつきましては、平成19年度から市内生活圏域6カ所に設置をしたわけでございます。そういった中で、地域ケア体制等を整備していく上では、重要な役割を果たしているというふうに思います。そういった中で、各団体等と、例えば民生委員、あるいは自治会、あるいは老人会、あと医療機関等もありますが、そういった中でネットワークをつくるというようなことも大事なことでありまして、そんなことを念頭に置きまして、地域での身近な相談窓口的なものもありますが、そういったことで介護予防等もあわせて実施していくというようなことで、大分地域の中では大事な役割を果たしてきている。特にこれからますます推進しなくてはいけないのですが、19年度もある程度の役割を果たしたかなというふうには思っております。

駒井委員　介護支援センターだと、行政の一任も扱うような内容も持っていると思うのですが、あとそういうふうな中でそういうふうな課題として、地域の包括やかかわり、関連課との連携とか、市民個人のレベルアップ等課題を抱えているというふうな内容が出てく

るのですけれども、そういうふうなもので人員は足りるのかどうか、またこれからふやす必要があるのか、その辺の判断はどうでしょうか。

高齢者福祉課長 地域包括支援センターにつきましては、現在3人が中心となってやっているわけです。2人のところもございます。あるいは豊岡地区につきましては、人口も多いということで5人体制でやっております。これにつきましては、数でございますけれども、これは高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の中で地域包括支援センターの数等を決めておりますので、センターそのものについてはその中で6カ所すべてを設置したということになっております。あと、人員的な配置につきましては、現在そういった人数の中で対応していますが、今後地域的なもので負担があるのであれば、あるいは地域包括支援センターの数をふやすというようなことも考える必要があるのかなというふうには思っております。

駒井委員 あともう一つ、簡単なのですけれども。261ページの事項別の備考に出ている任意事業はどんな事業か。

高齢者福祉課長 これにつきましては、配食サービス事業、それからおむつの支給事業、それから徘徊高齢者等位置情報サービス事業、そういったものが主なものでございます。

駒井委員 はい、以上です。

忽滑谷委員 介護予防につきましては、最近とみに報道などで、老老介護と申しますか、老人2人家庭などの増加により、介護する側も相当

の高齢になっていて介護支援は厳しい。もしくは2人家庭ということで、早目に退職をされて見なければならぬというような家庭がふえているというふうな報道を目にするのですが、入間市においてもこの何年かの傾向を市としてそんな形でふえている、ふえていないとか。「元気な入間」の推進もされているわけですが、把握をしているのかと、ここで先ほど来より地域支援とか包括支援センターなどの事業を行っているということですが、それに即した形で対応を考えているのか、その辺をお伺いしたいです。

委員長 忽滑谷委員に申し上げます。決算に絡んだ質疑をひとつお願いしたいと思います。

忽滑谷委員 そういう事業をすると、お金もかかるのではないかなという考えからの質疑なのですが、いけませんか。

委員長 総合的な形ですか。

忽滑谷委員 総合的な質疑で、これまでふえてきたのか、地域包括支援センター事業に。

委員長 総合的に判断してくださいということですか。

忽滑谷委員 はい、そうです。

高齢者福祉課長 それでは、その件につきましては、田代主幹より答弁させます。

高齢者福祉課主幹 基本的に19年度に決算に関連して説明をさせていただきます。

老老介護の状況については、今数字は持ち合わせておりませんが、けれども、確かに入間市においても、いわゆる核家族化と、それ

からいろいろな原因がありまして高齢者だけの世帯も、毎年民生委員の協力を得ていわゆる独居高齢者、高齢者だけの世帯、そういった調査をさせていただいておりますけれども、年々増加傾向にあるには間違いありません。ただ、入間市のコミュニティの特徴といたしますか、よさというか、そういった地域活動の関係もあって、実際どれだけの方が現実に困っているのかというのを把握するすべが、地域包括支援センター6カ所設置した中で、月次報告、月報という形で、いろいろな相談でありますとか対応が報告されております。その中で、やはり介護をしていた方が入院をしてしまうとか、いろいろな形でそれが実際の介護保険のショートステイであるとかいろいろな形のサービスにつながっていくわけですが、そういう事例の中から見ていきますと、数的には以前よりふえているというのは明らかであります。

それに呼応して事業のほうについては、年間約300回の介護予防教室というのを開催しておりますけれども、決算報告書の202ページのほうで説明をしております。そちらのほうでは、その介護予防教室の中身でありますけれども、最近は特に介護家族のための介護予防教室であったり、もしくは高齢者といっても聴覚障害の方、視覚障害の方もおりますので、そういう方向への介護予防教室等も開催しております。そのようにただ回数と延べ人数だけではなくて、その中身についていろいろな細かい配慮をするような計画と実施になっております。そういう意味では、地域包括支援センターが6カ所地域に配置されたことによって、接点が多く

なった、アプローチする方が多くなった、支援する方が多くなったということで、3職種の社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーという専門職3人が配置されたという意義は、かなり大きいかと思っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

忽滑谷委員 結構です。

金澤委員 同じく報告書202、203ページの相談事業の中の任意事業なのですが、まず、今最後の答弁の中にあった、主幹の最後にあった、社会福祉士、主任介護支援専門員等の待遇についてなのですが、いろいろと話を聞かせていただきますと、せっかく専門の資格を取って一生懸命介護で頑張ろうと意欲を持ってきている方などでも、給与水準が余りにも低いので続けられないというような話も漏れ聞くのですけれども、入間市の状況はどうですか。

高齢者福祉課長 ただいまの件ですが、市の委託に関する内容ということでよろしいでしょうか。

金澤委員 はい。

高齢者福祉課長 そうしましたら、内容につきまして田代主幹のほうから。

高齢者福祉課主幹 お金の数字的な話で申しわけないのですが、地域包括支援センターの委託料につきましては、2人配置、3人配置、5人配置とありますので、1人単価でいきますと、いわゆる人件費相当部分が450万円、その他の事務経費が50万円ということで、1人当たり500万円で3人のところは1,500万円という形の委託料

になっております。19年度の単価の設定に当たりましては、国が全国的に示した数字が1カ所当たり約1,500万円、地域包括支援センターは委託料だけではなくて、先ほど来出ております要支援1・2の予防プラン、1件当たり4,000円なのですが、その報酬も収入として見込めますので、標準的な地域包括支援センターであれば、委託料1,500万円、その予防プランの報酬が約500万円見込まれて2,000万円の収入と、運営経費というふうに言われておりましたので、初年度につきましてはそういうのを参考に単価設定いたしました。実際に18年、19年、20年と、全国的に3年目を迎えているわけですけれども、近隣を見ても若干それよりも高くなっている傾向がありますので、入間市においても委託料のアップについては検討し、来年度予算要望をさせていただきました。

最初の単価設定の段階では、全国の社会福祉に携わっている職員の平均賃金、それから専門職ですので、看護師、社会福祉士等の職種ごとの平均賃金等参考にさせていただいたのですが、やはり入間市の場合は特に在宅介護支援センターから移行された職員、ベテランの職員が多いということで、平均よりも上回っている。経験年数も平均賃金も上回っているベテラン職員をかなり法人のほうで配置していただけたので、その分法人によっては苦しくなっているかなというふうに、実際法人のほうからも事情は聴取しております。

以上です。

金澤委員 全国平均からは入間市は若干だが上回っているというようなご

答弁いただいたのですけれども、それでも実際標準的な専門職と言われる方の仕事からすると、まだまだ評価が低いのかなという意味で、さらなるご努力をお願いしたいと思います。

それと、あわせて事項別明細書261ページで、先ほど駒井委員からの指摘もありました任意事業についてなのですが、配食サービス、紙おむつ事業等なのですが、これについては来年度以降は明細等、その利用件数等も明記していただいて、その利用者数の数字等もわかるようにしていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

高齢者福祉課長 そのようにさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで議案第99号 平成19年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終了といたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第100号 平成19年度入間市下水道事業特別会計歳

入歳出決算認定についての審査を行います。

まず初めに、下水道課長に説明を求めます。

下水道課長 それでは、平成19年度入間市下水道事業特別会計決算概要についてご説明いたします。

初めに、公共下水道事業の状況につきましては、平成19年度末における整備率は95.7パーセントで、前年対比1.1パーセントの増となり、また行政人口に対する普及率でございませけれども86.1パーセントで、前年度対比0.9パーセントの増となっております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書から主なものにつきましてご説明申し上げます。ページで言いますと、272ページから283ページまでとなります。

まず、歳入のうち272ページから273ページ、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金、下水道事業受益者負担金、収入済額499万5,100円につきましては、現年度分収納率90.90パーセント、前年度対比0.77パーセントの減となり、また滞納繰越分収納率8.32パーセントを合わせた全体では、前年度対比26.69パーセントの減となりました。なお、滞納繰越分の未済額合計が693万1,310円ございませけれども、今後も臨宅徴収等により、なお一層の徴収努力をしてまいります。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料の収入済額14億371万9,143円につきましては、現年度分収納率99.51パーセント、滞納繰越分収納率が43.43パーセント、全体で

前年度対比0.01パーセントの増となりました。下水道使用料につきましては、昨年6月より改定を行いましたが、現年度分収納率が前年度対比で0.03パーセントの増となっていることなどから、おおむね市民のご理解とご協力が得られたと考えております。

次に、款4寄附金、項1寄附金、目1下水道費寄附金、収入済額2,206万7,900円は、市街化区域隣接の市街化調整区域から区域外流入に関する寄附金で、13件、対象の総面積2万9,139.46平方メートルに対する寄附金でございます。

次に、274ページから275ページ、款7諸収入、項3雑入、目1雑入のうち174万3,000円は、県が行った国道299号線の耐震補強工事に伴い、橋脚部分の污水管の移設工事が必要となったことから、市がこれを施工し、県より工事費代金の全額の保障を受けたものでございます。

次に、274ページから277ページ、款8市債、項1市債、目1下水道債9億5,010万円は、公共下水道整備事業債1億8,800万円、流域下水道整備事業債5,950万円及び公営企業債の借換債7億260万円でございます。公営企業債の借換債につきましては、旧大蔵資金と公営企業金融公庫の借り入れ分のうち、年利7パーセントを超える高金利債に対する繰上償還が補償金が免除で行えることになったことから、その実施に際して原資を市中銀行等より借りかえたもので、減額される利子でございますけれども、平成20年度から7年間の合計で約1億1,700万円となります。

次に、歳出のうち主なものについてご説明いたします。まず、

278ページから279ページ、款1 総務費、項1 総務管理費、目2 下水道普及促進費、大事業、下水道普及促進事業、中事業、私道共同排水設備設置事業補助金3,569万5,800円は、私道に公共下水道を設置する際に全額の補助をするもので、19年度につきましては、金子地区で17件、西武地区1件、合計で18件、80戸に対して補助を行ったものでございます。

次に、280ページから281ページ、目3 下水道維持管理費、大事業、荒川右岸流域下水道維持管理負担金4億6,224万9,120円は、10市3町の下水を新河岸川水循環センターで最終処理を行うための維持管理負担金でございます。1立方メートル当たりの単価が32円、負担金対象水量は1,444万5,285立方メートルでございます。

次に、款2 事業費、項1 事業費、目1 下水道建設費、大事業、公共下水道管渠築造事業、中事業、管渠築造工事費2億9,684万9,454円は、污水管布設工事全22工事、総延長にしまして4,198.60メートルの整備を行ったものでございます。

なお、水道管移設に伴う補償料1件を平成20年度に事故繰り越しをしております。

以上で概略説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。

金子健一委員 下水道使用料についてちょっとだけ質疑させてもらいます。調定額で見ますと、1億9,595万円増額ということになって

おります。このうち、料金改定によるものというのは幾らになるのか、あるいは全額なのか、まずお聞きします。

下水道課長 料金改定は昨年6月からということで、19年度の歳入としては、通常の12分の10.5カ月分ということで、正確な数字というのはいらないのですけれども、当初1年間のベースとしては、約2億2,400万円の増額を予定していたものでございますけれども、このうち約1億7,300万円相当が料金改定による増分と見ております。

以上です。

金子健一委員 この点はわかりました。

これはおおよそになるかと思うのですが、この1億7,300万円のうち、いわゆる一般家庭で使われているもの。概略で言いますと、30立方メートル以下ぐらいですか、これはどのくらい。おおよそで結構ですが、何パーセントぐらい占めているかわかりますでしょうか。

下水道課長 構成比の資料というものはあるのですけれども、今持ち合わせがないものですから。ただ、一番多い世帯となると、やはり30立方メートルから40立方メートルが一番基本的な世帯の平均でございます。これにつきましては、今用意して。

金子健一委員 おおよそで結構なのですけれども、もし今はっきりわからなければ、後で資料をいただければありがたいと思います。

下水道課長 では、後でお届けします。

委員長 よろしいですか。

金子健一委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。ありませんか。

金子健一委員 1つだけお聞きします。公債費についてなのですが、7パーセント以上のものについての借りかえしたということでありましてけれども、19年度末では未償還元金は150億円ぐらいありますね。

下水道課長 はい。

金子健一委員 これについて高利のものはもうなくなったというふうに見ていいのでしょうか、それともまだ若干残っているのかを聞きます。

下水道課長 先ほどの説明で7パーセント以上はもうすべてございません。それから、あと6パーセントから7パーセント未満が約12億6,200万円、それから5パーセントから6パーセントのものが14億2,500万円、それから4パーセントから5パーセントのものが23億4,700万円、3パーセントから4パーセントで8億7,700万円、あと2パーセントから3パーセントで61億4,200万円、それから1パーセントから2パーセントで28億円、1パーセント未満で1億6,900万円程度です。最近の傾向として、2パーセント前後で推移しております。

以上です。

金子健一委員　まだ5パーセント、6パーセントという、かなり高いなという印象を持つわけなのですけれども、これらについては補償金免除とかそういうものはまだ見込めないということでしょうか。

下水道課長　19年度に地方財政法等の改正によって、19年、20年、21年の3カ年にわたって補償金免除の新たな仕組みができたのですけれども、それ以降のことにつきましては、下水道関連の団体を通じて、県、国のほうへは要望はしているのですけれども、その後の予定は全くわからないということでございます。

委員長　よろしいですか。

金子健一委員　はい。

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで、議案第100号　平成19年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時31分　休憩

午前11時32分　再開

委員長　会議を再開いたします。

次に、議案第101号 平成19年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

まず初めに、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長に説明を求めます。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 それでは、議案第101号 平成19年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

武蔵藤沢駅周辺の市街地整備を目的とした本事業は、事業認可以来21年を経過したところでございます。多くの地権者の皆様のご理解、ご協力をいただき、平成19年度末での進捗率は92パーセントとなっております。平成19年度は、2カ年の継続事業で実施いたしました武蔵藤沢駅西口交通広場整備工事2期工事が完成いたしました。また、街路灯設置工事も完成し、駅周辺の整備はおおむね完了となりました。さらに、雨水の流出抑制対策として、2カ年の継続事業で藤沢中央公園地下調整池設置工事第1期に着手するとともに、建物移転7棟を実施いたしました。

それでは、歳入よりご説明を申し上げます。歳入歳出決算事項別明細書の291ページから294ページをごらんいただきたいと存じます。款1項1目1保留地処分金1億9,094万6,372円は、一般保留地3区画、面積として1,023.13平方メートルを処分したものでございます。

次に、款2項1目1区画整理事業国庫補助金2億1,393万

5,000円につきましては、通常費900万円、臨時交付金1,193万5,000円、まちづくり交付金1億9,300万円の合計額でございます。まちづくり交付金のうち1,600万円は、18年度からの繰越金、駅広の整備工事に関するものでございますが、これを受け入れたものでございます。

次に、款6項1目1雑入967万1,760円は、駅西口交通広場整備に伴う鉄道事業者負担金759万円及び電線類地中化に伴うCCボックス建設負担金208万1,760円の合計額でございます。

続きまして、歳出について主な内容をご説明申し上げます。295ページから296ページをごらんいただきたいと思っております。款2項1目1事業費、大事業、調査設計等委託事業4,725万7,057円は、街区点・画地点の合計1,045点の測量及び建物等調査積算業務として11棟の補償費の調査積算、及び仮称4号公園に設置いたします地下調整池基本設計業務、電線共同工に伴う引き込み管等設備工事委託等を行ったものでございます。

次に、大事業、工事費4億7,065万5,800円は、武蔵藤沢駅西口交通広場整備工事2期、8-3号線ほか5路線の街路築造工事として延長400.45メートルを整備いたしました。また、事業の進捗により、宅地造成工事4件を実施いたしました。雨水管布設工事につきましては、区域内の雨水流出抑制対策として2カ年の継続事業で藤沢中央公園地下調整池設置工事に着手いたしました。

同じく大事業、物件等補償費3億190万1,118円は、武蔵藤沢駅西口交通広場整備工事等に伴う物件移転7棟及び区域内の街路築

造工事等により支障となりました6件の電柱等移設補償を実施したものでございます。平成19年度末での街路整備率は92.95パーセント、建物移転の移転率は92.5パーセントとなっております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。

金澤委員 西口交通広場についてなのですけども、これについては委員会でも視察をしてきまして、大変立派な交通広場ができたというふうに、大変地元住民としても喜んではいるのですが、交通広場が完成する以前より私自身は、送迎のための一般車両のタッチスペースが足りないのではないですかとご質疑させていただいたのですけれども、現在の利用状況を見ると、大変不足していると言わなければならないと思うのですが、まずその点についてのご見解をお伺いいたします。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 当事業で駅前の整備を行う段階におきまして、基本計画からいろいろな図面を作成いたしまして、狭山警察を初めといたしまして県警本部、そちらのほうと協議をいたしながら今回の計画ご了承いただいた上で実施させていただいております。確かに委員さんおっしゃられますように若干厳し

い状況はあろうかと思えますけれども、まだ使い方になれていらっしやらない方も多くございまして、タッチという認識がまだ少し皆さんに周知されていないのかなと思っておりますので、なれてきていただければ、もう少し上手になるのかなとは思っております。

金澤委員 残念ながらいつも気持ちは一緒な所長さんとは違っていて苦しいご答弁で、なれるなれないの問題でないというふうに私は思っているのです。現実問題として、スペースがないというのがこれはもう解決しなければどうしようもないのではないかと思うのです。ただ、唯一、方向性として、一方通行だと、交番の横を逃げるスペース、道路等のあの道路ができれば、例えばあそこでおろす車も出てくるでしょうし、そういう唯一救いという点はあるのですが、何か抜本的に解決しないと、夜などではあそこに入り切らずにバスのスペース等で車をとめていたり、またいわゆる金曜の夜など雨が降ると、待つための車両でいっぱいになってタクシーが入ってこれなくて、タクシー待ちの行列が何時間も並ぶというような状況も実際にあるわけなのですけれども、抜本的な解決策が何かあればお答えいただきたいと思えます。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 委員のほうからもお話しのございました交番横の歩行者専用道路、真ん中に4メートルの車道部、こちらの駅広からは一方通行で出られるようになっております。まだ現状として建物の移転が残っておりますので、あけることができないかもしれませんが、私どものほうも狭山警察署のほうとも協

議をさせていただいております。なるべくあそこを早くあけるような形をとって緩和策がとれるような形をとりたいということで、署長を初めといたしまして交通のほうもできることは狭山警察、藤沢の区画整理一緒にやりましょうということで、今方策を検討中でございます。なるべく早くということで今考えておりますのが、その後ろのほうの道路ができ上がりまして、暫定的な形で利用が可能になりそうな状況になってまいりました。また、その暫定利用がいつまで続くのかということも考えなければならぬのですけれども、狭山警察のほうも初めとしまして私どもの体制としてもそれを検討させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで議案第101号 平成19年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前 11 時 44 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第102号 平成19年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

まず、区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長に説明を求めます。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 議案第102号 平成19年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして概要説明申し上げます。

北口土地区画整理事業につきましては、最大の目標である国道16号の拡幅のための用地確保と、馬頭坂線の早期整備を目指し、関連事業を重点に各事業を執行してまいりました。おかげさまで馬頭坂線につきましては、道路予定地のすべての建物移転が完了することになり、予定した道路用地すべてが確保できることになりました。本事業の平成19年度の予算現額に対する執行率は、91.5パーセントになっております。なお、平成19年度末の事業進捗率ですけれども、事業費ベースで24.5パーセント、仮換地指定、同意率ですけれども78パーセント、それから建物移転率が26.2パーセントになっております。

それでは、歳入からご説明いたします。歳入歳出事項別明細書305から306ページをごらんください。款1 国庫支出金として公共

施設管理者負担金3,300万円、区画整理事業国庫補助金として6,950万円を受け入れました。

次に、歳出についてご説明いたします。同じく歳入歳出事項別明細書307から310ページをごらんください。款2項1事業費の主な事業につきましては、国道16号の拡幅用地及び馬頭坂線の早期整備を目指し、以下3点の関連事業を実施いたしました。

まず1点目に、調査設計等委託事業といたしまして、建物等調査13棟並びに雨水污水実施設計業務等を実施いたしました。この事業ですけれども、国道16号及び馬頭坂線整備に伴う建物移転補償及び街路整備並びに周辺の造成計画に必要なため実施したものでございます。事業はおおむね予定どおり実施できました。

2点目に宅地造成工事ですけれども、5カ所930平方メートルを実施いたしました。なお、この5カ所につきましては、平成18年度の繰越分として302平方メートルも含んでございます。この工事は、国道16号及び馬頭坂線整備に必要な用地を確保するために、建物等の移転先として30街区と36街区、馬頭坂線の西側になりますけれども、宅地造成工事を実施したもので、おおむね予定どおり実施することができました。

3点目になりますが、物件等移転補償として国道16号及び馬頭坂線整備に必要な用地を確保するため、17棟の移転補償を実施いたしました。おおむね計画どおりの建物移転が実施することができました。

なお、本件につきまして19年度内に移転完了で契約した2件が、

建物5棟が、地権者の事情によりまして年度内完了の見込めなくなり、繰越明許として措置をいただきました。

以上で概要の説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

委員長　それでは、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。

金澤委員　北口については、お金がない中、大変ご苦労されているというふうに思うのですが、まず1点目に根本的なことをお聞きしたいのですが、国道16号は拡幅はいつ終わるのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　現状からの認識になりますけれども、推測しますと、まだ四、五年は用地の明け渡しにはかかっているであろう。用地を明け渡した段階で順次整備はしますので、おおむねその近くまでは、年数が四、五年はかかっているであろうというふうに見込んでおります。

金澤委員　今はあくまでも見込みということで承ったのですが、これについては狭山市側はもう拡幅も準備も終わっているということで、入間市だけが残っているということで、非常に不名誉な話になっているのですけれども、そこまで要するにあと四、五年はかかるというようなその理由についてどのような理由が考えられるのか、どうればいいのか、お考えをお伺いしたいと思います。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　今委員さんおっしゃるように、狭山市側につきましては、今年度でおおむね整備の確保が終了いたしました。これから多分開通に向けての作業が進

んでくると思います。北口とそれから狭山市分につきましては、用地確保の手法がまず1点違いがございます。ご承知のように、北口につきましては、北口の土地区画整理事業によりまして用地を確保していくと。狭山市分につきましては、いわゆる通常の買収方式で用地を確保いたしました。今、北口の場合に区画整理事業で用地を確保するということですから、特に北口の場合には、国道16号北側のほうに主に拡幅されていきます。一番の問題は、換地先は決まってくるわけですが、その換地先が他の方の建物とかありますと、それがあかない限り、国道に面した方の移転がなかなかできないというような状況でございます。そういう中で、まず予算確保できたとしても、地権者に了解いただく上に当たって一番の問題は、仮換地先が使えないという問題もございます。そうなりますと、交渉の中では、例えば今までの建物を壊しっ放しにして用地をあけていただくという方については了承をいただいてあけることができたのですけれども、いわゆる住みながら移転をしていきたいという方につきましてはなかなか難しいと。そういう中では、話し合いの中では、例えば暫定にも何年か仮住まいをお願いできないかということも話してはいますが、なかなかその仮住まいが何年かかるかということで、長くかかりますと3年も4年も、場合によったら5年もかかるというようなことになってきますと、なかなか同意がいただけないということで、実際は苦慮しているところです。

そうなれば、手法ですけれども、仮住まいを前提とした場合に、

1軒いかない場合には、例えば何棟かまとめて移転していただくということも方法ありますけれども、これにはまとめて財政的な、今の予算ベースの2倍とか3倍とかそういう額の予算が必要になってきますし、それに伴う地権者が地域に対してそういう手法でいくということのコンセンサスを得るような手続も必要になってきます。今2面性が、1つは財政的にも一挙にふやしていくことがなかなかできないという現状の中では、少しずつ1軒でも2軒でも今のようなスタンスの中でお願いをしてあげていくと。戦略としましては、できる限り大きな地主さんをあけることによって、いわゆるその先はそれにつぎ込むこともできますので、できれば、場所と言いますと、馬頭坂線の周辺でありますとか、豊岡教会の周辺でありますとか、比較的大きな地主さんおりますので、そこを何とか早目にあけることができないかということで特に力を入れております。

ですから、抜本的な方法はないのかということで今ありましたけれども、幾つか想定があるのですけれども、現在の中でこれがいいというものは、先ほど言った集団移転とかありますけれども、これがいいというのは今現在のところ見当たらないものですから、今の現状のやり方で対応しているというのが現状でございます。

以上です。

金澤委員　そういう意味からすると、仮換地先に、移転先があかなければもうあかないという根本的な問題になっているので、場合によっ

では、当初の段階から、国道16号の拡幅については区画整理事業と切り離して、狭山市のように買収方式でいけばよかったのかもなというふうな気がしないでもないのですが、その点についてはご努力いただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。

金澤委員 資料15なのですが、この保留地処分が全くなかったということは、これについてまずご見解をお伺いしたいと思います。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 北口の事業につきましては、現在まだ進捗率が、仮換地指定がすべて終わってないと。事業進捗率、まだ3割程度ですから、いわゆる保留地処分を処分する段階まで事業が進捗していないということでそういう状況になっておりまして、ここ何年かこういう処分は行われておりません。いわゆる19年度としても同じような扱いになっております。以上です。

金澤委員 では、実際保留地処分に取りかかってくるまでにどれぐらいというふうに見込んでいるのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 まず、現在仮換地指定が60パーセント台になっておりますので、これをあと数年で終わらせていきたいという中で、その次の段階、処分になってきますけれども、今度は面整備がそこに進んでこないと処分にいか

ないものですから、さらにまた何年かかってくるという、やはり5年以上先になるかなというふうに、これは推測ですけども考えております。

以上です。

宮岡幸江委員 先ほどの金澤委員の答弁にもありましたけれども、完了までに四、五年かかるという答弁でしたが、昨年もそのような答弁だったと、四、五年かかると言われておりましたね。これ毎年四、五年かかるとなると、いつになることやらということなのですけども、その辺のこと同じ答弁でよろしいのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 大変苦しい答弁になって申しわけないのですけれども、先ほど言いましたように北口の用地の明け渡しの現状は、昨年来とそれから今年度で数パーセントしか用地の明け渡しが、状況が進展してございません。そういう中で、現状、基本的なスタンスが昨年度とことしが大きな変化がないものですから、これからあけていくのを予想しますとやはり四、五年かかってしまうのかなというふうに考えておまして、大変申しわけないのですけれども、そういうふうな認識になっているというふうなことでございます。

宮岡幸江委員 今のなかなか用地が明け渡しが大変な状況というのは十分わかるのですけれども、それにつきまして関係地権者というのでしょうか、地域の方等の説明というのがどのくらいの程度でなされているのか。地域の人たちによりますと、最初に話を聞いただけで、あとはどうなっているのか全く予想もつかないというか、

何の連絡もないし、説明もないのでということをよく聞かれるのですけれども、協力をいただくわけですから、もうちょっと説明の機会というか、お話をする機会というのは今後どのように考えているか、その点を伺いたいのですけれども。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 地権者全体に関係しましては、まちづくりだよりとか通じて進捗状況等お知らせしております。全体の集まっての個別説明会とかそういう説明会等は現在行っておりませんが、とりわけ戦略的に国道の沿線あるいは馬頭坂線周辺につきましては、戸別訪問しながら状況を説明して、移転等補償の対応して、またそれでお伺いしてやっているということでございます。

それで、国道のほうの関係ですけれども、国道のほうも特段対象者がございますので頻繁にやっております、国道の対象者は、筆数としましては62筆ございますが、地権者としては37人ございます。これを、毎日とはいきませんが、定期的に行って状況を話しながら、先ほど言ったような形で理解を求めながら何とか協力していただきたいということで職員一同で頑張っているところなのですけれども、実際問題は、先ほど言ったような事情からなかなか進展していないということで。多くの方が自分のところはどうかということで話が出ますが、今北口としましては、何とかこの国道関係と馬頭坂線の目鼻をつけていきたいと。その次にいわゆるその周辺の、例えば駅周辺でありますとか、国道の北側あたりをやっていく戦略をつくっていきたいというふ

うに説明しているところです。今一気に財政、いわゆる事業費をふやすことができませんので、当面の今必要なところということでは、国道と馬頭には戦力的に力を入れているというようなことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで議案第102号 平成19年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第103号 平成19年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

まず、扇台土地区画整理事務所長に説明を求めます。

扇台土地区画整理事務所長 議案第103号 平成19年度入間都市計画事業

扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明を申し上げます。

本事業は、平成5年に認可をいただきまして15年が経過しているところでございます。多くの地権者の皆様のご理解によりまして、平成19年度末の進捗率は16パーセントとなっております。平成19年度は事業計画の見直しを行い、都市計画道路、区画道路、街区公園等の配置や変更によりまして、42億6,000万円の事業費削減を図ることができました。

それでは、歳入よりご説明申し上げます。歳入歳出決算事項別明細書317ページから320ページをごらんいただきたいと思えます。款1項1目1保留地処分金4,660万4,700円は、保留地、扇台はつけ保留地ですけれども、3区画、面積として469平方メートルを処分したものでございます。

次に、款2項1目1区画整理事業国庫補助金1億3,365万円につきましては、通常費900万円、臨時交付金1億1,715万円の合計額1億2,615万円に前年度からの繰越金750万円を含めたものでございます。

続きまして、款3項1目1公共施設管理者負担金370万円は、国道463号線、通称行政道路でございますけれども、これの歩道拡幅工事に対する県の負担金でございます。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。事項別明細書321ページから324ページをごらんいただきたいと思えます。款2項1目1事業費、大事業、調査設計等委託事業3,051万8,500円

につきましては、街区・画地点等測量業務581点及び建物物件調査業務として20棟の調査積算及び平成18年度からの繰り越し事業であります変更事業計画書等作成業務委託840万円を含んだものでございます。

同じく大事業、工事費、中事業、街路築造工事費7,117万3,200円は、都市計画道路扇台4号線など街路築造工事9路線734.93メートル、18年度からの繰越分が75.55メートルありますけれども、これを含んだものでございます。

同じく中事業、汚水工事費は、街路築造工事に伴い743.8メートル、これも18年度からの繰越分72.8メートルを含んでおりますけれども、それを実施したものでございます。同じく中事業、その他工事につきましては、宅地造成工事9件2,850平方メートル、18年度からの繰越分2,400平方メートルございますけれども、を実施したものでございます。

次に、大事業、物件等補償費2億8,943万6,712円は、16棟の建物移転補償契約を行ったものでございます。

以上が主なものでございます。なお、予算現額に対する歳出の予算執行率は95.9パーセントでありました。これは次年度への繰越明許費も含んでおります。平成19年度末の整備状況でございますけれども、仮換地指定率48.4パーセント、道路整備率16.06パーセント、建物移転率9.24パーセントとなっております。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。

吉澤委員 平成18年度から19年度、事業の見直しを行いましたけれども、それで事業を平成35年までということで延長しましたけれども、この後15年ということなのですけれども、見通しはどのようになっているのでしょうか。

扇台土地区画整理事務所長 狭山台と藤沢の区画整理が完了すれば、扇台の事業もペースが上がると思います。平成34年度完成を目指して努力してまいります。

吉澤委員 平成20年2月に事業計画の変更について報告があったとき、251億円の事業費がかかるということで、かなり時間が必要だと感じました。飯能市の岩沢地区では大胆な見直しを行って、施工期間の短縮を図っていますが、扇台では早期完了のために、大胆な見直しを行う考えはありますか。

扇台土地区画整理事務所長 昨年度行った事業計画の見直しは、大胆な見直しだと考えています。この計画で事業を推進していきたいと思っています。

吉澤委員 住民から、自分の土地がどうなるのかわからない、といった不安や不満の声を耳にしますが。

扇台土地区画整理事務所長 地権者の皆様には、それぞれの状況を説明し

て理解していただいています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで議案第103号 平成19年度入間都市計画事業扇台土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第104号 平成19年度入間都市計画事業狭山台土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

まず初めに、狭山台土地地区画整理事務所長に説明を求めます。

狭山台土地地区画整理事務所長 議案第104号 平成19年度入間都市計画事業狭山台土地地区画整理事業特別会計歳入歳出の決算認定について概要をご説明申し上げます。

当事業は、平成5年の事業認可以来、一日も早い完成を目指し事業推進に当たっているところでございます。平成19年度末の事業費の進捗率は、事業費ベースで約71パーセントとなっております。平成19年度は、都市計画道路根岸二本木線及び狭山ヶ原中央通り線の交差点部の街路整備工事を実施いたしました。雨水工事につきましては、雨水流出抑制対策として、霞川水系調整池設置工事第1期に着手をいたしました。

それでは、歳入からご説明申し上げます。歳入決算事項別明細書331ページから334ページをごらんいただきたいと思います。款1項1目1保留地処分金1億5,362万4,400円につきましては、保留地8区画、面積で1,768平方メートルを処分したものでございます。

次に、款2項1目1区画整理事業国庫補助金6,376万5,000円は、臨時交付金1,914万円及び臨時交付金前年度からの繰越分4,462万5,000円を含んだものでございます。

続きまして、歳出について主な内容についてご説明を申し上げます。歳出決算事項別明細書335ページから338ページをごらんいただきたいと思います。款2項1目1事業費、大事業、調査設計等委託事業、中事業、調査設計等委託料1,506万3,665円は、仮換地指定変更作業及び街区・画地点測量業務委託、道路実施設計業務委託、建物等調査設計積算業務委託等を実施したものでございます。

同じく大事業、工事費、中事業、街路築造工事費2億1,066万8,000円は、街路築造工事4路線、延長1,576.7メートルを整備いたしました。同じく中事業、雨水工事費7,058万円は、雨水管布設工事2件、延長284.17メートルと、霞川水系調整池設置工事第1期の工事に着手をいたしました。

次に、大事業、物件等補償費7,369万5,764円につきましては、4棟の建物補償等を行ったものでございます。

次に、款3項1公債費、目1利子、大事業、償還利子973万4,999円

は、土地区画整理事業債、いわゆる地域開発事業債でございますが、そちらの利子の支払いを行ったものでございます。

同じく目2元金、大事業、償還元金3,700万円は、土地区画整理事業債を償還したものでございます。

平成19年度末の道路整備率は約67.4パーセント、建物移転率につきましては86.2パーセントとなっております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長　それでは、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を願います。

金子健一委員　保留地処分なのですが、出していただいた資料で19年度の保留地処分の状況でいきますと、保留地の単価と申しますか、これは平方メートルで8万6,900円ぐらいになるのかなと、そんなふうに思うのですが、今現在、今後の見通しとの関係なのですが、狭山台の辺の地価というのは上がっているのか下がっているのか。どういう傾向にあるのでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長　平成19年度に処分をいたしました保留地につきましては、いわゆる用途は住宅系ということで、第1種低層住居専用地域というところの保留地でございます。8画地を処分をいたしました。一番安い画地で1平方メートル当たり8万2,000円、一番高い画地でございますと、8万7,800円の処分価格というような状況でございます。平成18年度と比べるとどうなのかということでございますが、平成18年度に処分をいたしました

同じような画地につきましては、そのうちの1個が7万7,100円というふうな処分価格とかがございまして、ですからかなり値上がりはしたということでございます。

今後の見通しというようなお話なのですが、我々のほうでは受け身な立場でございますので何とも言えませんが、ただ狭山台の土地区画整理事業で処分いたしました保留地につきましては、全体で10区画を処分の対象としたのですが、そのうちの8区画が処分できたということで、非常に住宅地としてのニーズはあるかなと。ですから、今後は現在の景気、アメリカのサブプライムローンの関係の景気がどのように波及をしてくるか、そういったところも注意しながら保留地処分を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

金子健一委員 住宅系がこの間売れているということなのですが、工業系のほうはもう余り残っていないのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 狭山台土地区画整理事業も、工業系の保留地につきましては、過去に幾つか処分をしたわけなのですが、現在残っているものは1カ所になります。それで、その1カ所につきましては今年度処分を予定をしているということで、ですから今年度もう処分してしまいますと、今後はないというようなことになります。

以上でございます。

金子健一委員 この点では最後になるのですが、資金面で見ると、保留地

処分で期待されるお金というのは、約13億円ぐらいなのかなと。そうすると、資金計画の残から見るとぎりぎりなのかなと、そんな印象を受けるのですけれども、その点で確かにサブプライムローンの関係で言うと、これからどんどん値上がりするとはちょっと思えない状況なので、その点で最後に見通しをお聞きしたいと思いますが。

狭山台土地地区画整理事務所長 平成20年度以降に処分いたします保留地につきましては、全体で26区画、面積で申し上げますと1万4,971平方メートルございます。現在のままの地価が維持できれば、現在の事業計画の資金計画上の保留地処分金につきましては44億7,800万円を予定をしておるわけなのですが、ある意味それに近い金額が確保できてくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

金子健一委員 結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を願います。

金澤委員 本年度の事業として、街路築造工事または雨水管の雨水工事等がされたというふうな報告いただいているのですけれども、この特に雨水管工事等に関してかなり低額での落札が続いて、業者間から大分無理があるのではないかというような情報も漏れ聞こえてくるのですけれども、安い金額で受けていただく分には、事業

全体として見れば、事業者側とすればいいわけなのですが、そういう意味では市内業者がかなり景気が苦しくて無理をしているのではないかというようなことも、最終的には下請、孫請のほうにしわ寄せが来るのではないかというような心配もないはないわけなのですが、その点について落札率等がわかれば教えていただきたいのですけれども。

狭山台土地区画整理事務所長 狭山台土地区画整理事業で平成19年度に実施をいたしました、特に工事ということでよろしいかと思うのですが、基本的には街路築造工事、雨水工事費、汚水工事費、その他工事費というようなもので、全体で10件の工事を発注いたしました。設計金額に対しまして予定価格が設定をされているということで、予定価格に対しまして全体の平均した請負率でございますが、80.04パーセントという数字になっております。具体的な金額につきましては、4億137万円の予定価格に対しまして、請負金額が全体では3億2,988万150円ということで、ですから2割ほど安くはなっていると。そのうち、委員さんのご質疑ございました最低制限価格を設定をしているようなものにつきましては、2本とも最低制限価格で、制限付きの一般競争入札なのですが、最低制限価格での落札というふうになっております。

業者さんの経営状況につきましては、なかなか難しい面もございますが、工事につきましては無事に完成検査も完了いたしましたので完了したということでございます。ですから、このあたりにつきましては、特に管財課を中心にした少し取り組みが必要なのか

なというふうには考えておる次第なのですが。

以上でございます。

金澤委員 特に雨水工事に関して最低制限いっぱいいっぱいということなのですけども、確かに担当課としてみれば、安く上がった、よかったということなのですが、繰り返しになりますけれども、事業を公的な段階として出したときに、本当に孫請、ひ孫請にしわ寄せが行っているか行っていないかまできちんと確認していただくということ大事なことだと思うのですが、そのための仕掛けづくりとかシステムというのはどのようになっていますか。

狭山台土地区画整理事務所長 元請業者から提出を義務づけております下請等のそういったものを確認を我々のほうはしていくということでございます。ただその元請から下請、もしくは二次下請のほうまで支払いがどうなっているとかということにつきましては、ちょっとそこまでの提出書類的なものはないというふうなことでございます。

実際問題といたしまして、私も過去に工事のほうを担当してましてあったのですが、元請さんから下請さんのほうに代金がいだけなかったということで市のほうに直接言ってこられたことがあったのですが、そういった場合には内容を確認してどうなっているのだというふうなことがあると思うのですが、ですからそのあたりにつきましてはちょっと調べてみないとわからないのですが、現在のところはそういったようなことで下請業者さんの把握はしているということでございます。

金澤委員 いみじくも今所長がおっしゃっていただいたように、一次下請ぐらいただと、それなりの力があるので、文句も言えると。ただ問題なのは、二次、三次のそれこそ親子でやっているような業者さんはなかなか文句も言えないで、工事が終わってから契約金額を値引きを要請されて、後から値引きを要請されるというような事態で本当に困っている業者さんも市内にいらっしゃいますので、今調査をしないとわからないというようなご答弁だったので、今後は、サンプリングでも結構ですので、最低制限価格で落として、くじ引きですよ、実際には。でやったような案件に関しては、サンプリングで結構ですので、二次、三次の下請業者に対する聞き取りというものも、そういう仕掛けづくりを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

区画整理部長 ただいまの関係につきましては、うちのほうでは執行を依頼しているほうの課でございますので、そこはできないのですが、そういうお話があったことだけは伝えられると思いますけれども、うちのほうからはそれ以上のことは申し上げられません。

金澤委員 確かにそうなのです。縦割りの話なので、あくまでも発注する事業課側と管財課と、向こうがやることだからというようなご答弁でなくて、しっかりと協議してやっていく方向で検討しますというふうにお答えいただきたいのですけれども、いかがですか。

区画整理部長 今の件は、今言ったように管財のほうにはお伝えはしてきます。

以上です。

金子健一委員 土地区画整理事業債、構成比にかかわってくると思うのですが、資料2でいただいている公債台帳総括表の中の狭山台土地区画整理事業にかかわる部分になるわけなのですから、これを見ますと、19年度末の元金残が8億4,800万円、20年度と21年度に利子だけを払うと。そして、22年度には元金の残と利子を合わせて8億5,732万7,999円支払って返済終わるといこういうことになっているわけなのですが、実際にこういう形で進むというふうにお考えなのでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 狭山台土地区画整理事業の地域開発予算につきましては、平成19年度末に元金が、委員さんおっしゃられたとおり、8億4,800万円ございます。償還期限は、現在平成22年度というようなことになっております。今後の償還計画でございますが、市開発事業債につきましては、基本的に保留地処分金を原資として償還をしていくというのが基本でございますが、なかなか保留地がすぐに売れないとか、今後も保留地につきましては補償して用地をあけまして、それで道路をつくりまして、いろんな整備が完了したところから処分していくというようなことでございますので、現時点で保留地処分金は今後の予定としてはございますが、償還期限までにすべての保留地を売ることがちょっと困難というふうなこともございますので、財政課と協議して、一時的には一般会計から繰り入れをしていただいて償還をしていくというようなことで考えておりまして、現に平成19年度も一部、3,700万円でございますが、事業執行残を償還に充てまし

たので、今年度も基本的にはそういったものが生じた場合には返済をしていきたいというふうに考えております。ですから、22年度までには何らかの形で償還をするということで、財政当局のほうとは協議をしているということでございます。

金子健一委員 22年度までの利子を合わせて8億5,700万円になるわけなのですが、事業全体を見たときに、保留地処分金でこれは生み出せるというふうにお考えですか。

狭山台土地区画整理事務所長 起債の償還は、保留地処分金で行います。事業の進捗により、平成22年度までにその金額が確保できない場合は、一時的に一般会計より繰り入れ、後年度に一般会計に繰り戻すことを考えております。

金子健一委員 状況わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳出についての質疑を終結いたします。

これで議案第104号 平成19年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程に

ついて報告いたします。

次会は、10月28日午前9時30分から、水道事業会計の審査を行い、引き続いて一般会計、特別会計並びに水道事業会計についての討論、採決を行います。

△ 散会の宣告（午後 1時30分）

委員長 これでは本日の委員会を閉じて散会といたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 近 藤 常 雄